

大和市青少年相談室補導規程を次のように定める。

令和2年2月18日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市青少年相談室補導規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、大和市青少年相談室設置条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第5号）第6条の規定に基づき、大和市青少年相談室が行う補導に関し必要な事項を定めるものとする。

(補導上の心得)

第2条 大和市青少年相談室（以下「相談室」という。）の職員及び関係者（以下「職員等」という。）は、補導を行う場合には、少年の基本的人権を尊重し、少年の心理、生理その他の特性について深い理解を持つとともに、人格の向上と識見の涵養^{かん}を図って少年その他の関係者の尊敬と信頼が得られるように努めなければならない。

2 職員等は、補導を行う場合には、少年の性行と環境を洞察して非行原因を究明し、当該原因に応じて非行防止又は福祉上最も適切な処遇を行うように努めるとともに、秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮しなければならない。

(補導の重点)

第3条 補導は、風俗営業の場所、繁華街、駅、公園、河川その他少年の非行が行われやすい場所（以下「街頭」という。）で少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第5号から第8号までに掲げる少年（以下「補導対象少年」という。）を早期に発見するために自己又は他人の徳性を害する少年の行為に着目し、かつ、街頭を重点として行うものとする。

(街頭補導)

第4条 職員等は、街頭で補導対象少年を発見したときは、当該補導対象少年に対して氏名、年齢、保護者、非行原因その他補導上必要な事項を質問し、当該非行原因に応じて適切な注意又は助言を与えるとともに、その状況について補導票を作成するものとする。

2 前項の規定により質問し、又は注意若しくは助言を与える措置（以下「街頭補導」という。）をした場合において必要があると認める補導対象少年については、遅滞なく次に掲げる措置をす

るものとする。

- (1) 家庭に対する連絡又は助言
- (2) 学校に対する連絡
- (3) 職場に対する連絡

3 職員等は、街頭補導を行う場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察等の補導関係機関と協同して街頭補導を行うように努めること。
- (2) 街頭補導を行うに当たっては、人目につかないようにすること。
- (3) 補導対象少年に対する質問、注意及び助言は強制にわたらないようにすること。
- (4) 身分証明書を携帯し、関係人からの請求があった場合にはこれを提示すること。

4 職員等は、補導対象少年が児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は少年法（昭和23年法律第168号）の規定による措置の必要な者であることが判明したときは、直ちに関係機関に対して通告その他所要の措置をしなければならない。

（継続補導）

第5条 次に掲げる補導対象少年であつて、相談室の室長が特に必要があると認めるものについては、健全に育成されるまで当該補導対象少年及びその家庭に対して継続的に必要な観察、助言等を行い、これらの者の相談に応ずる等、その健全な育成のために適切な措置を行うものとする。

- (1) 関係機関に送致し、又は通告しなかった者
- (2) 保護者等からの依頼があつた者
- (3) 非行防止上必要があると認められる者

（青少年街頭指導員）

第6条 相談室に、街頭補導及び前条に規定する継続補導を行うため、青少年街頭指導員を配置する。

2 青少年街頭指導員の業務その他必要な事項は、別に定める。

（様式）

第7条 この訓令で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|-------|-------|------|
| 第1号様式 | 補導票 | 第4条 |